

建築確認等のオンライン利用率上げの基本計画 取組・進捗状況

令和6年3月27日

国土交通省 住宅局 建築指導課

参事官(建築企画担当)付

1. 対象手続一覧

- 建築確認に係る7つの手続について、オンライン利用率引上げに係る基本計画を策定。
- 主要な手続である「建築確認」「建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告」「構造方法等の認定」について、オンライン利用率目標を設定

基本計画の転記

■ 対象手続一覧

手続名	手続類型	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
建築確認	1 申請等	569, 269件	69, 531件	12%	50%	令和7年度末
中間検査	1 申請等				—	—
完了検査	1 申請等				—	—
建築の際の届出	1 申請等				—	—
設計等の業務の報告書の提出	1 申請等	80, 074件	3, 565件	4%	—	—
建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告	1 申請等	1, 075, 230	0件	0%	40%	令和7年度末
構造方法等の認定	1 申請等	3, 452件		38%	80%	令和4年度末

1. 対象手続一覧

- 建築確認に係る7つの手続について、オンライン利用率引上げに係る基本計画を策定。
- 主要な手続である「建築確認」「建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告」「構造方法等の認定」について、オンライン利用率目標を設定

現状・対応状況

■ 対象手続一覧

手続名	手続類型	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	現時点の最新値	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
建築確認	1 申請等	569,269件	12%	48.2% (令和5年6月時点)	50%	令和7 年度末
建築設備及び昇降 機等の定期検査の 結果の報告	1 申請等	1,075,230件	0%	0.8% (令和5年3月時点)	40%	令和7 年度末
構造方法等の認定	1 申請等	3,452件	38%	82.2% (令和5年3月時点)	80%	令和4 年度末

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

基本計画の転記

<4-1>

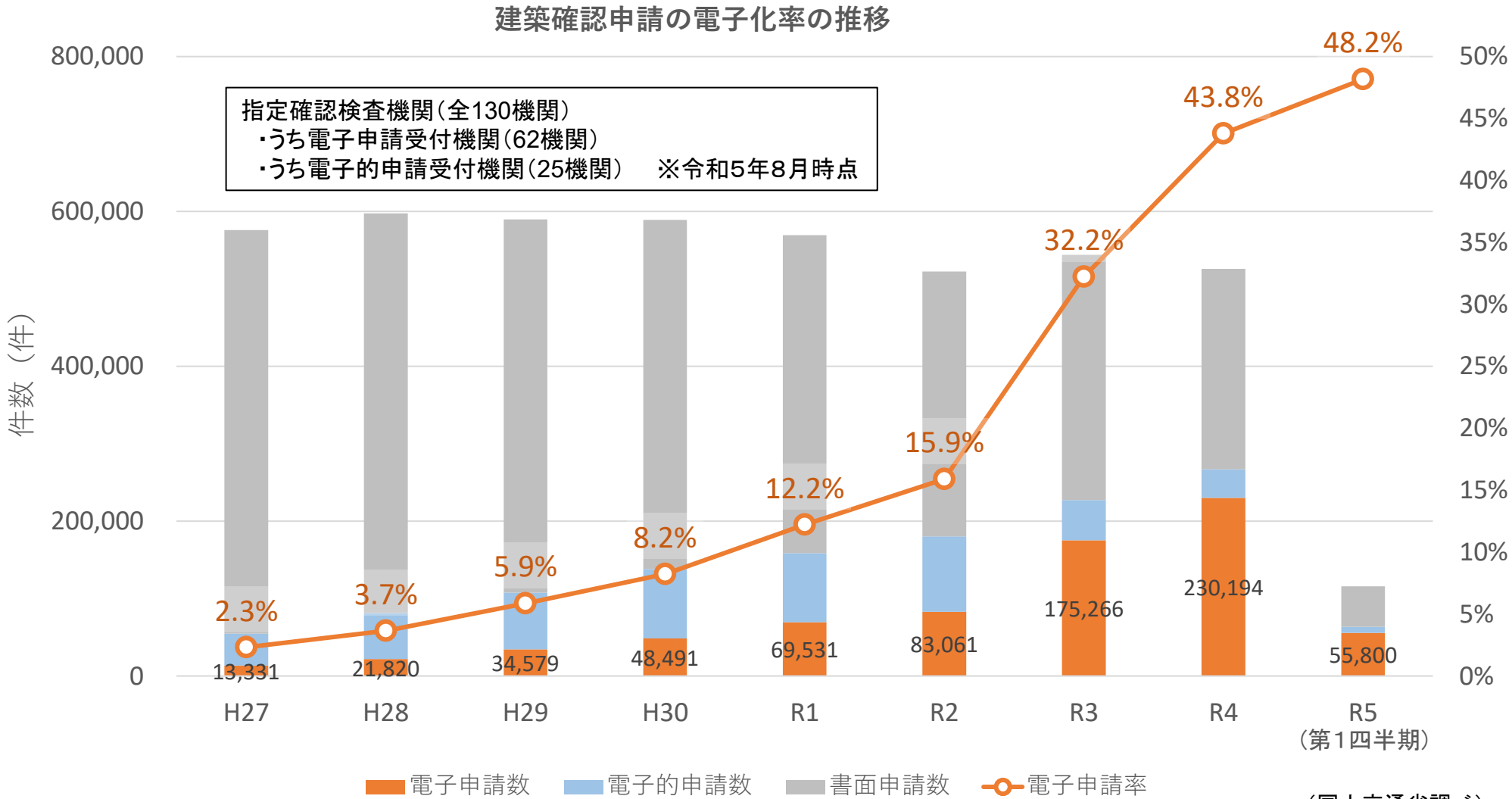
手続名	・建築確認 ・中間検査 ・完了検査 ・建築の際の届出 ・設計等の業務の報告書
オンライン利用率 目標・取組期間と 設定の考え方 (主要な手続につ いて目標設定)※	【目標】 オンライン利用率50% (建築確認の申請) オンライン利用率=(システム申請件数+メール申請件数)/全申請件数 【取組期間(達成期限)】 ・令和7年度末まで 【目標・期間設定の考え方】 5年後に中程度のフェーズの中位程度(オンライン利用率50%)を目指すことを目標とする。その考え方は以下のとおり。 ・ 現時点(※平成30年度)では初期のフェーズ(オンライン利用率8%)にある。 ・ 現在、審査側については、建築確認申請の9割以上を民間の指定確認検査機関が受け付けており、中でも年間1万件以上の申請を受け付ける大規模な指定確認検査機関が電子申請受付実績の大半を占めている。申請側については、大手戸建分譲事業者が電子申請を行う一方、高齢化が進み電子化対応が遅れる中小事業者による電子申請は低調に推移している。 ・ こうした現状を踏まえ、審査側に対しては、中小の指定確認検査機関での電子申請受付・審査環境の整備を促進する。申請側については、申請書類の押印廃止等オンライン申請の負担軽減を図り利用を促進する。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率目標

現状・対応状況

【目標】令和7年度末までにオンライン利用率50%（建築確認の申請）



4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

基本計画の転記

課題	オンライン申請を受け付けることができる審査機関が限られており、オンライン申請の受付体制が整っていない。
中間KPI	【目標・達成期限】 令和5年度末までに、オンライン申請を受け付ける指定確認検査機関を5割とする。 ※令和2年11月末時点で、オンライン申請に対応できる機関:29機関(22%)
	【KPIの定義】 オンライン申請を受け付けることができる指定確認検査機関の割合
アクションプランa	【取組内容】省令改正により様式から押印を廃止する。
	【取組期限(期間)】令和2年中
アクションプランb	【取組内容】独自にオンライン申請システムを開発することが難しい指定確認検査機関等に対するオンライン申請システムの活用への支援
	【取組期限(期間)】令和元年度～令和3年度
アクションプランc	【取組内容】新たにオンライン申請を受け付ける審査機関を対象に審査技術を向上できるよう、審査機関を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会の開催。さらに、オンライン申請が可能である審査機関名を国土交通省ホームページで定期的に公表するとともに、申請者側に対してもオンライン申請の利用にあたってのポイントをまとめたリーフレット等を作成・周知するなど、利用促進策を実施。
	【取組期限(期間)】令和3年度～

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

中間KPI 【目標・達成期限】令和5年度末までに、オンライン申請を受け付ける指定確認検査機関を5割とする。

○令和5年8月現在、全130機関中62機関(47.7%)でオンライン申請を受け付け

※本申請のオンライン受け付けは行っていないが、事前審査をオンラインで受け付ける機関が25機関(19.2%)あり、今後、これらの機関での本申請のオンライン受付を促進していく。

アクションプランa

- ・ 省令改正により様式から押印を廃止する。

○令和3年1月に、国民や事業者等に対して押印を求める手続について、建築基準法施行規則等を改正し押印を不要とした。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

アクションプランb

- ・ 指定確認検査機関等に対するオンライン申請システムの活用への支援

○令和元年度から令和3年度まで、電子的に建築関係手続きを行うことが可能なシステム等の試用及び試用を踏まえたシステムの開発を行うことで、建築関係手続きのオンライン化を促進することを目的とする「建築情報システム高度化促進事業」を実施。

本事業を通じて、令和3年10月時点で、15機関が電子申請の試行を実施。

○上記事業にて開発した試行システムを周知するため、システムの全体構成の説明や、申請者・審査者の立場による操作方法を解説した動画を令和4年6月に公開。

アクションプランc

- ・ 審査機関を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会の開催
- ・ 申請者向けリーフレット等を作成・周知
- ・ オンライン申請が可能である審査機関名を国土交通省ホームページで定期的に公表

○令和4年8月～12月：審査機関を対象とした説明会の実施（全国で13回）

○令和4年7月：電子申請ガイドラインの解説動画の公開

○令和4年3月：審査機関を対象とした講習会のYouTube配信

○令和3年12月：申請者・審査者向けリーフレットを作成・配布（参考資料3参照）

○令和3年12月：国土交通省ホームページでオンライン申請が可能な審査機関名を公表

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

基本計画の転記

課題	紙による申請や、保存期間中に電子的に申請図書の完全性を確保する煩雑さなどから、建築確認の申請書類について紙での保存を選択する審査機関が多い。
中間KPI	【目標】 令和5年度末までに、電子的にデータを保存する指定確認検査機関を5割とする。
	【KPIの定義】 電子的にデータを保存する指定確認検査機関の割合
アクションプランa	【取組内容】建築確認の申請書類データの長期保存時に求められるタイムスタンプの運用見直し（技術的助言の発出）
	【取組期限（期間）】令和2年中

現状・対応状況

中間KPI 【目標】令和5年度末までに、電子的にデータを保存する指定確認検査機関を5割とする。

○令和5年8月現在、全130機関中44機関(33.8%)で電子的にデータを保存

アクションプランa
・ 建築確認の申請書類データの長期保存時に求められるタイムスタンプの運用見直し（技術的助言の発出）

○令和3年2月1日、建築確認の申請書類データの長期保存時に求めていたタイムスタンプを不要とする運用の見直しを行う技術的助言を発出

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ③

基本計画の転記

課題	窓口で手続きを行う場合と比べて、オンラインで手続きを行うことの利便性が低い場合がある。 申請者を対象としたアンケートでは、書面での申請を行う理由として、 ・「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」を選択した方が約3割 ・「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した方が約2割 また、電子申請システムの改善要望として、 ・「オンラインでの相談窓口機能の充実」を選択した方が約4割 となっている。
中間KPI	【目標】 令和5年度末までに、申請者を対象としたアンケート調査で「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択する割合の合計を3割とする。
	【KPIの定義】 申請者を対象としたアンケートで「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」を選択した割合と「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した割合の合計
アクションプランa	【取組内容】審査機関を対象とし、チャットによる相談対応や電子申請の処理を迅速に行っている事例を紹介する講習会の開催。
	【取組期限(期間)】令和3年度～
アクションプランb	【取組内容】審査機関を対象とし、申請者から要望の多い機能を既に実装している事例を紹介する講習会の開催
	【取組期限(期間)】令和3年度～

4. 手順の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ③

現状・対応状況

中間KPI 【目標】令和5年度末までに、申請者を対象としたアンケート調査で「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択する割合の合計を3割

○申請者を対象にWebアンケートを実施

- ・調査対象: 建築確認の申請者(回答数:504)
- ・調査期間: 令和6年3月1日～3月15日(約2週間)
- ・書面での申請を行う理由(特に当てはまるものを3つ選択ください)

「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」: 24%(前回28%※)

「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」: 20%(前回25%※)

計44%(前回53%※)

＜書面での申請を行う理由(特に当てはまるものを3つ選択ください)への回答＞

選択肢	回答数	(%)
直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。	123	24%
受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。	100	20%
電子署名の取得に費用・手間がかかるから	13	3%
オンライン申請とは別に一部の書類の提出や訂正のために窓口には訪問する必要があるから	52	10%
オンライン申請をするための初期手続に経費・時間がかかるから	27	5%
申請に必要なアカウントの取得が面倒だから	20	4%
オンライン申請に対応できる担当者がおらず専門家等の支援が必要だから	14	3%
オンライン申請できることを知らなかったから	9	2%
専門用語が多く難解に感じられたから	10	2%
申請可能なブラウザが限定されているから	5	1%
社内の図面作成が電子化されていないから	8	2%
書面申請はしていない。	272	54%
その他	76	15%
総回答数	504	100%

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ③

現状・対応状況

アクションプランa, b

- ・ 審査機関対象の講習会を開催

○令和4年8月～12月：審査機関を対象とした説明会の実施（全国で13回）【再掲】

○令和4年3月：審査機関を対象とした講習会のYouTube配信【再掲】

基本計画の転記

<4-2>

手続名	建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告
オンライン利用率 目標・取組期間と 設定の考え方 (主要な手続につ いて目標設定)※	【目標】 オンライン利用率40%(建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告) オンライン利用率=(システム申請件数+メール申請件数)/全申請件数 【取組期間(達成期限)】 ・令和7年度末まで 【目標・期間設定の考え方】 5年後に中程度のフェーズの中位程度(オンライン利用率40%)を目指すことを目標とする。その考え方は以下のとおり。 ・ 現時点では初期のフェーズ(オンライン利用率0%)にある。 ・ 現在、報告の受け手である特定行政庁側の規模にばらつきがあり、報告する側(所有者・検査者)についても大企業だけではなく中小企業や個人の場合があるなど規模にばらつきがあるため、オンライン化の普及には一定の時間を要すると考えられるところ。 ・ これに対し、令和3年度から、早期対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)を順次開始し、早期の普及を目指す。 ・ また、早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行い、令和7年度までに一定規模以上の企業や大都市圏の特定行政庁を中心に普及を図る。

オンライン利用率目標

現状・対応状況

【目標】令和7年度末までにオンライン利用率40%（建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告）

- 定期検査の結果の報告については、令和3年1月1日から押印を不要とし、紙による提出だけでなく、オンラインによる提出も可能とした。
- 令和6年1月に実施した、全特定行政庁を対象とするオンライン化状況等に関する調査の結果は以下のとおり。

表1 報告方法別報告件数一覧（令和4年度分）

報告種別 \ 報告方法	全体件数	オンライン報告		
		件数（内訳）		利用率
建築設備	168,630	2,611	（メール：1,081） （システム：1,530）	1.5%
昇降機	827,162	5,259	（メール：498） （システム：4,761）	0.6%
合計	995,792	7,870	（メール：1,579） （システム：6,291）	0.8%

○令和6年夏頃に、令和5年度分のオンライン利用率の調査を実施予定。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

基本計画の転記

課題	特定行政庁において、オンラインによる定期報告を受け付ける体制となっていない(オンラインでの報告の実績、ノウハウがほとんどないため、特定行政庁において、オンライン化による定期報告のための体制の整備、業務フローの整理・共有がなされていない。また、特定行政庁が追加様式の提出を求めていることがある。)
中間KPI	【目標・達成期限】 令和5年度中に、特定行政庁(建築基準法第97条の2設置市を除く。以下同じ。)のうち、オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合を20%とする。
	【KPIの定義】 オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合 ＝(オンラインによる定期報告を認める特定行政庁数)/(特定行政庁数)
アクションプランa	【取組内容】省令改正により様式から押印を廃止する。
	【取組期限(期間)】令和2年中
アクションプランb	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)による試行を行い、その結果を踏まえ、以下の内容を特定行政庁に通知し、オンラインによる定期報告を受け付ける体制整備を促す。 - オンラインによる定期報告を可能とし、促進すること - 電子書面送付システムやメール等による報告方法及び留意点(電子書面の保存方法や閲覧方法)等
	【取組期限(期間)】令和2年度に試行、令和2年度中に通知

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

基本計画の転記

アクションプランc	【取組内容】特定行政庁及び関係団体等へのヒアリングを通じて、特定行政庁が求めている追加様式がオンライン化の支障となっているか否かを把握し、支障となっている場合は特定行政庁との調整のもと共通のひな型を検討し、共有する。
	【取組期限(期間)】令和3年度に追加様式がオンライン化の支障となっているかをヒアリングで把握、支障となっている場合には、令和3年度中に共通のひな型を作成
アクションプランd	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、特定行政庁及び関係団体等にヒアリングを行い、課題等を把握する。
	【取組期限(期間)】令和3年度
アクションプランe	【取組内容】令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う。
	令和4年度～令和6年度

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

中間KPI 【目標・達成期限】令和5年度中に、オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合を20%とする。

○令和6年1月に実施した、全特定行政庁を対象とするオンライン化状況等に関する調査の結果は以下のとおり。

表2 全特定行政庁(307行政庁)に行ったオンライン化状況調査の結果(令和5年12月時点)

報告対象	オンライン手法	導入済み特定行政庁数	
		令和5年12月時点	(参考)令和4年12月時点
建築設備	メール	30(13%)	28(12%)
	システム	13(6%)	6(3%)
	オンライン報告可能	43(18%)	34(14%)
昇降機	メール	19(6%)	17(6%)
	システム	5(2%)	2(1%)
	オンライン報告可能	23(8%)	19(6%)
建築設備又は昇降機	オンライン報告可能	48(16%)	37(12%)

n=307(建築設備は76行政庁が報告対象としていないため231)

○令和6年夏頃に、令和6年4月時点のオンライン化状況調査を実施予定。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

アクションプランa

- ・ 省令改正により様式から押印を廃止する。

○令和3年1月に、国民や事業者等に対して押印を求める手続について、建築基準法施行規則等を改正し押印を不要とした。

アクションプランb

早期に対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)による試行を行い、その結果を踏まえ、以下の内容を特定行政庁に通知し、オンラインによる定期報告を受け付ける体制整備を促す。

- ・オンラインによる定期報告を可能とし、促進すること
- ・電子書面送付システムやメール等による報告方法及び留意点(電子書面の保存方法や閲覧方法)等

- 令和3年3月に、「簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項」をとりまとめ、各都道府県建築主務部長に対して、技術的助言として通知。
- 令和3年4月以降の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び解除の際に、都道府県建築主務部宛て事務連絡により、同感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施と共に上記留意事項の活用を依頼。
- 令和3年8月以降の春・秋季建築物防災週間において、各都道府県に対して、定期報告制度の適切な運用及びオンライン化の積極的な検討を依頼するとともに上記留意事項を周知。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

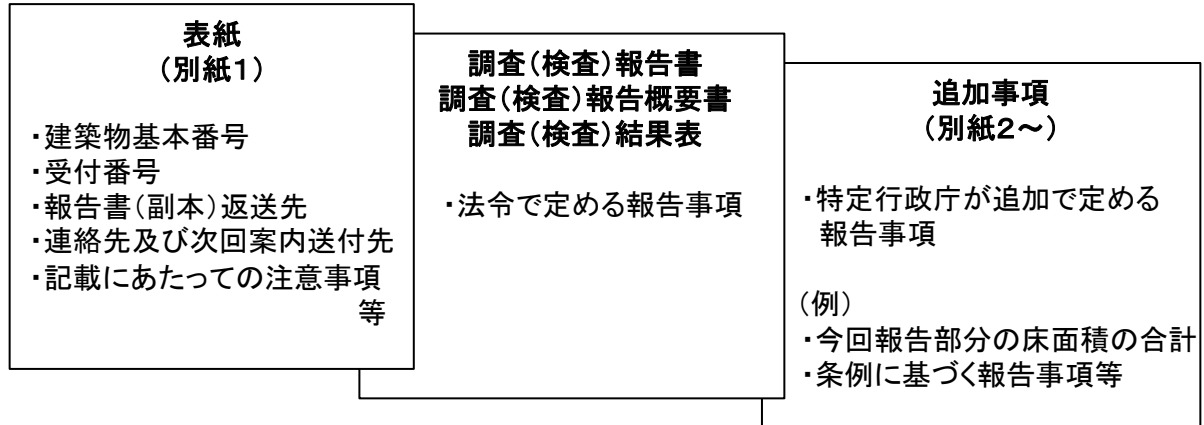
現状・対応状況

アクションプランc

特定行政庁及び関係団体等へのヒアリングを通じて、特定行政庁が求めている追加様式がオンライン化の支障となっているか否かを把握し、支障となっている場合は特定行政庁との調整のもと共通のひな型を検討し、共有する。

- 令和3年10月に、特定行政庁に対し、追加様式の指定状況等に関する調査を実施し、一部の特定行政庁において、追加又は独自の様式を用いていることを確認した。
- 令和4年3月に実施したオンライン報告を導入した地域法人へのヒアリングの結果、追加様式による支障は確認されなかった。
- 追加様式による支障は確認されなかったが、特定行政庁を構成員とする定期報告制度のデジタル化促進ワーキング等における検討を踏まえ、令和4年3月に、事務連絡「定期報告制度における報告書等の様式を特定行政庁が定める際の標準的な方法について」を発出し、法令で定める内容に報告事項等を追加する場合は、別紙に追加事項を記載する方法を標準として示した(図1参考)。

図1 特定行政庁が定期報告における様式を定める場合の標準的な方法のイメージ



4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

アクションプランd

早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、特定行政庁及び関係団体等にヒアリングを行い、課題等を把握する。

- 令和4年3月に、オンライン報告を導入した地域法人等へヒアリングを行い、オンライン報告が増えてきている状況や導入時及び運用における課題を確認した。
- 令和4年9月に、特定行政庁及び関係団体等を構成員とする定期報告制度のあり方検討会を設置し、オンライン化に向けた課題等について意見を伺った。
- 定期報告システムの共通仕様書の作成するため、令和5年6月に、特定行政庁や関係団体等へヒアリングを行い、追加すべき機能や使い勝手について確認した。
- 令和6年1月に実施した、全特定行政庁を対象とするオンライン化状況等に関する調査の結果は表1及び表2のとおり。【再掲】

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

アクションプランe

令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う。

○全国的に統一的なオンライン化に向けて、令和4年度より定期報告制度における各特定行政庁等のシステムの仕様について、入力・出力データ形式やインターフェース等の統一すべき事項を検討し、特定行政庁及び関係団体等を構成員とする定期報告制度のあり方検討会での検討等を踏まえ、令和5年9月に、特定行政庁等において報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、国土交通省HPで公開した。

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

基本計画の転記

課題	オンラインでの報告の実績、ノウハウがほとんどないため、所有者・検査者において、オンライン化による報告のための体制の整備、業務フローの整理・共有がなされていない。特に中小企業や個人の検査者や所有者については、紙での報告になじみがあり、新たにオンライン化する動機づけが低い場合がある。
中間KPI	【目標】 令和5年度中にオンライン利用率20%とする。
	【KPIの定義】 $\text{オンライン利用率} = (\text{システム申請件数} + \text{メール申請件数}) / (\text{全申請件数})$
アクションプランa	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)による試行を行い、その結果を踏まえ、報告方法及び留意点(電子書面の保存方法や閲覧方法)等について関係団体に通知し、普及啓発を図る。
	【取組期限(期間)】令和2年度中に関係団体に通知
アクションプランb	【取組内容】オンラインによる定期報告が可能である特定行政庁名を国交省HPで定期的に公表し、関係団体に周知することにより、所有者・検査者にオンラインによる定期報告の実施を促す。
	【取組期限(期間)】令和3年度～
アクションプランc	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、所有者・検査者にヒアリングを行い、課題等を把握する。
	【取組期限(期間)】令和3年度
アクションプランd	【取組内容】令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う(再掲)。
	【取組期限(期間)】令和4年度～令和6年度

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

現状・対応状況

中間KPI 【目標・達成期限】令和5年度中にオンライン利用率20%とする。

- 令和6年1月に実施した、全特定行政庁を対象とするオンライン化状況等に関する調査の結果は表1及び表2のとおり。【再掲】
- 令和6年夏頃に、令和6年4月時点のオンライン利用率の調査を実施予定。

アクションプランa

早期に対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)による試行を行い、その結果を踏まえ、報告方法及び留意点(電子書面の保存方法や閲覧方法)等について関係団体に通知し、普及啓発を図る。

- 令和3年3月に、「簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項」をとりまとめ、関係団体へ通知。
- 令和3年4月以降の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び解除の際に、都道府県建築主務部宛て事務連絡により、同感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施と共に上記留意事項の活用及び関係団体への周知を依頼【再掲】
- 令和3年9月開催の、定期調査・検査報告関係団体連絡会議において、関係団体に対し上記留意事項についての説明を実施。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

現状・対応状況

アクションプランb

オンラインによる定期報告が可能である特定行政庁名を国交省HPで定期的に公表し、関係団体に周知することにより、所有者・検査者にオンラインによる定期報告の実施を促す。

- 令和4年12月時点でオンラインによる定期報告が可能であった特定行政庁名を、令和5年3月に国交省HPで公表済。
- 以降、1年毎に情報更新を実施予定。

アクションプランc

早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、所有者・検査者にヒアリングを行い、課題等を把握する。

- 令和4年2・3月に、検査者団体へヒアリングを行い、システムの機能に対する要望や報告方法の統一化等について意見をいただいた。
- 令和4年9月に、検査者等を構成員とする定期報告制度のあり方検討会を設置し、オンライン化に向けた課題等について意見を伺った。
- 定期報告システムの共通仕様書を作成するため、令和5年6月に特定行政庁や関係団体等へヒアリングを行い、追加すべき機能や使い勝手について確認した。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

現状・対応状況

アクションプランd

令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う(再掲)。

○全国的に統一的なオンライン化に向けて、令和4年度より定期報告制度における各特定行政庁等のシステムの仕様について、入力・出力データ形式やインターフェース等の統一すべき事項を検討し、特定行政庁及び関係団体等を構成員とする定期報告制度のあり方検討会での検討等を踏まえ、令和5年9月に、特定行政庁等において報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、国土交通省HPで公開した。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-3 構造方法等の認定

<4-3>

基本計画の転記

手続名	・構造方法等の認定
オンライン利用率 目標・取組期間と 設定の考え方 (主要な手続につ いて目標設定)※	【目標】 オンライン利用率80%(構造方法等の認定) オンライン利用率＝オンライン申請件数/全申請件数 【取組期間(達成期限)】 ・令和4年度末まで 【目標・期間設定の考え方】 申請書への押印廃止により、オンライン申請の利便性が向上(押印文書のスキャンが不要となる等)することから、より一層オンラインによる申請を促進できると考える。一方で、申請者が従来の紙申請ではなく、オンライン申請での手続きに慣れることも必要であることから、取組期間を令和4年度までとしている。

現状・対応状況

オンライン利用率目標

【目標】令和4年度末までにオンライン利用率80%(構造方法等の認定)

○令和4年度の大臣認定申請件数(3015件)のうち、オンライン申請された件数は2479件であり、オンライン利用率 82.2%であった。R3年度比で2.3%増加している。

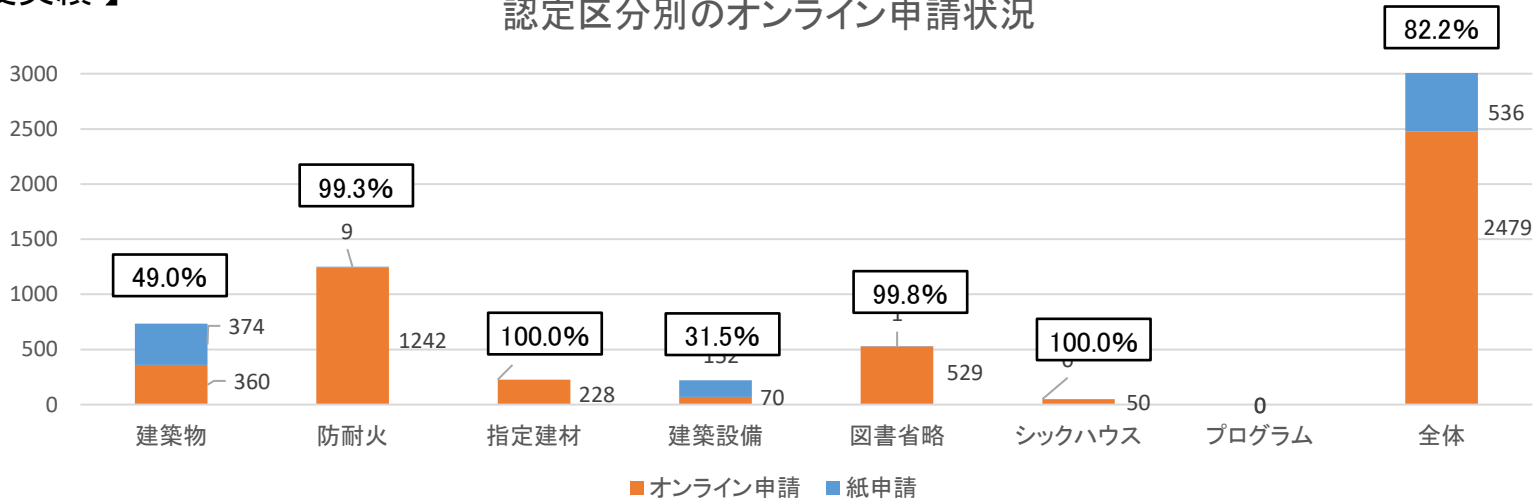
4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-3 構造方法等の認定

オンライン利用率目標

【 令和4年度実績 】

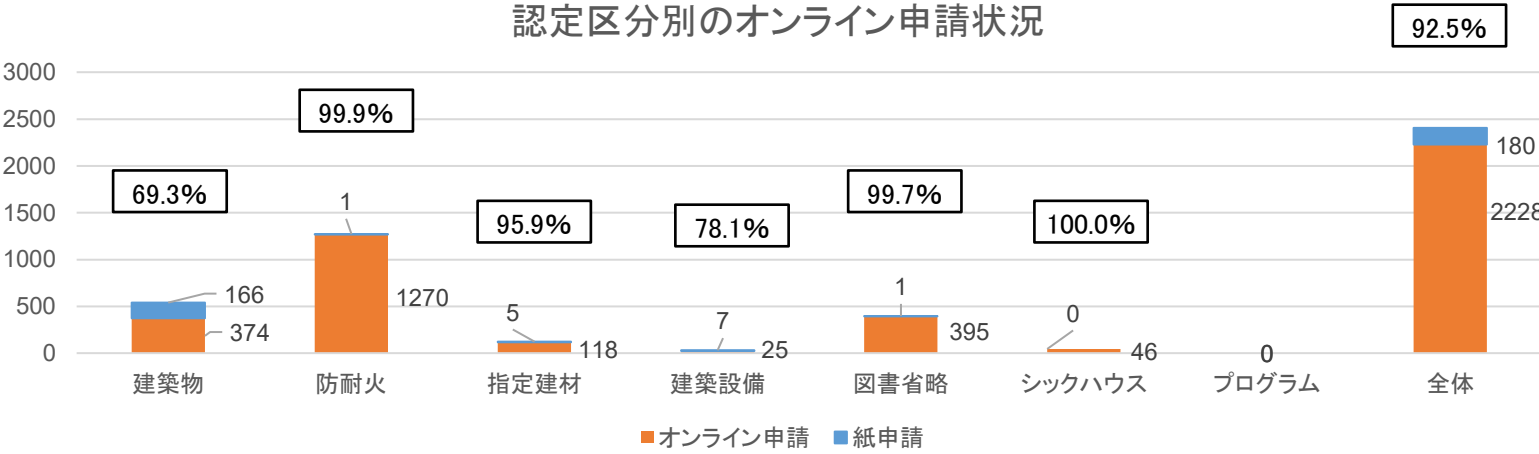
現状・対応状況

認定区分別のオンライン申請状況



【 令和5年(4-12月)実績 】

認定区分別のオンライン申請状況



4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-3 構造方法等の認定

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

基本計画の転記

課題	オンライン申請の利便性向上が必要である。
中間KPI	【目標・達成期限】 令和3年度末までに、窓口来訪者率を25%に低減する。
	【KPIの定義】 $\text{窓口来訪者率} = (\text{窓口に来訪して申請した件数}) / (\text{全申請件数})$
アクションプランa	【取組内容】省令改正により様式から押印を廃止する。
	【取組期限(期間)】令和2年中
アクションプランb	【取組内容】オンライン申請システムに係る申請者への説明会を実施する。
	【取組期限(期間)】令和2年度中

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-3 構造方法等の認定

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

中間KPI 【目標・達成期限】令和3年度末までに、窓口来訪者率を25%に低減する。

○令和3年の大臣認定申請件数(3237件)のうち、窓口来訪者率は 約2%で中間KPIを達成。

アクションプランa

- ・ 省令改正により様式から押印を廃止する。

○令和3年1月に、国民や事業者等に対して押印を求める手続について、建築基準法施行規則等を改正し押印を不要とした。

アクションプランb

- ・ オンライン申請システムに係る申請者への説明会を実施する。

○指定性能評価機関に対し、オンライン申請システムに係る説明会を実施済み。

令和2年1月実施:防耐火(構造・設備・材料など)、ホルム、遮音、壁倍率、指定建築材料、図書省略

令和3年1月実施:建築物・工作物(時刻歴応答解析、耐火・避難)

令和3年3月実施:建築設備(エレベーター・エスカレーター、浄化槽など)

令和5年8月実施:建築物、建築設備など

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

基本計画の転記

課題	オンライン申請の利便性向上が必要である。
中間KPI	【目標】 令和4年度末までに、手数料のキャッシュレス納付率を25%とする。
	【KPIの定義】 手数料のキャッシュレス納付率＝(キャッシュレスで手数料を納付した申請件数)／(全申請件数)
アクションプランa	【取組内容】 手数料のキャッシュレス納付に係る申請者への説明会を実施する。
	【取組期限(期間)】令和3年度～

現状・対応状況

中間KPI 【目標】令和4年度末までに、手数料のキャッシュレス納付率を25%とする。

- 令和3年度の大臣認定申請件数(3237件)のうち、手数料をキャッシュレスで納付頂いた件数は1379件であり、キャッシュレス納付率 42.6%。
- 令和4年度の大臣認定申請件数(3015件)のうち、手数料をキャッシュレスで納付頂いた件数は1710件であり、キャッシュレス納付率 56.7%で中間KPIを達成。

アクションプランa
・ 手数料のキャッシュレス納付に係る申請者への説明会を実施する。

- 令和3年5月より防耐火構造・設備等区分及び図書省略(鉄骨工場)について、手数料のキャッシュレス納付を一部の指定性能評価機関において試行開始。令和3年下期に他の指定性能評価機関並びに認定区分についても手数料のキャッシュレス納付を推進するため、関係機関向けに説明会を実施。

5～7. スコアカードの更新、利用者目線での第三者チェック、基本計画の見直し

基本計画の転記

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

- ・ スコアカードを1年ごとに更新・公表する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期

(少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する)

- ・ 特定行政庁、関係団体からなる会議体を設置し、各年度当初に前年度の進捗状況の確認を行う。

7. 基本計画の見直し

- ・ 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・ 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。